

SONAE-NET 会員規約(要約)

第1条 この法人の名称は、SONAE-NET(NPO法人申請中)という。

(種類)

第2条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 地域安全活動
- (2) 災害救援活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 情報化社会の発展を図る活動

(目的)

第3条 この法人は、豊富な経験と専門的知識を有する会員相互の協力により、不特定多数の市民・団体等を対象に、災害や犯罪に対しての啓蒙活動や地域の安全活動、防災・防犯活動、災害時における救援の活動、災害後の情報の収集及び配信、災害後の復旧・復興のための情報や物資供給など、地域の活性化とコミュニティーづくりそしてその継続及び発展に寄与する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。補助に関する事業等を行い、もって公益の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 非営利活動に係る事業
 - ① 地域住民に対する防災・防犯の啓蒙、指導に関する事業
 - ② 地域住民に対する防災・防犯情報の作成と提供に関する事業
 - ③ コミュニティーやまちづくりの推進を図る情報配信事業
 - ④ 防災・防犯に関する情報・資料の収集および提供事業
 - ⑤ 防災・防犯に関する技術情報の交流事業
 - ⑥ その他第3条の目的を達成するのに必要な事業
- (2) その他の事業
 - ① 防災・防犯用品の販売事業
 - ② 耐震施工の仲介事業
 - ③ ブロードバンド放送事業
 - ④ 災害備蓄物資の備蓄システムの構築及び運営事業
 - ⑤ 災害復旧のための物資の提供、輸送に関する事業
 - ⑥ イベント、物販事業
 - ⑦ コミュニティーやまちづくりに向けての人材の育成事業

尚、前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

(種別)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」とする）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、共に活動することを目的に入会した個人、法人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的、活動に賛同し、本会の事業を賛助するために会費を納め、事業を支援する個人、法人及び団体

(入会)

第6条 正会員は、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的を理解し、本法人の事業の増進に寄与すること。
- (2) 正会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし理事長はそのものが前項に掲げる条件に適合すると認めるときは正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- (3) 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡し、または正会員である法人、団体が滅失したとき
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき
- (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

(付則)

第12条 本規則に定めのない規則については世間一般の通例に従うものとする。